

障害福祉サービスによる 矯正施設退所者の受入れ・支援に関する研究 I

—全国の障害者支援施設及び5自治体の障害福祉サービス事業の全数調査より—

大村美保¹

相馬大祐² 五味洋一³ 信原和典² 志賀利一²

【要旨】 平成23年度末に全都道府県で地域生活定着支援センターの設置が完了したことを受け全国の障害者支援施設及び関東地方の5自治体の障害福祉サービス事業者に対して矯正施設を退所した障害者の受入れ及び支援状況の調査を行った。障害者支援施設では、平成25年度中の利用相談があった施設の割合は4年前に比べて僅かに減少、受け入れた施設の割合は4年前と同様で約5%であったが、受入れ意向は4年前よりも「受入れを検討する」と回答した施設が増え、受入れ施設あたりの新規受入れ人数は4年前と比べて2倍以上であった。ほとんどの障害者支援施設では矯正施設退所者の利用実績がない一方で、受入れを行う施設での受入れ人数の増加が窺えた。個票情報では罪名「窃盗」が約6割と4年前と同様の結果であったが、入所では「傷害・暴行」、短期入所では「放火」の受入れが増えた。障害福祉サービス事業では平成25年度中の受入れ事業所は2.4%であった。矯正施設を退所する知的障害者数に対する施設・事業所の受入れ枠が不足しているとはいえないものの、対象者の必要に応じてそれぞれの地域での受入れが望まれるとともに、対象者が少ないため支援を経験する施設・事業所は僅かであり、全国的に支援の質を確保するための取り組みが課題となる。

【キーワード】 矯正施設退所者 障害者 障害福祉サービス 障害者支援施設 障害福祉サービス事業

I. 研究の背景と目的

刑務所，少年刑務所，拘置所，少年院，少年鑑別所及び婦人補導院（以下，矯正施設）に，福祉の支援を必要とする障害者（以下，矯正施設退所者）が入所していることが社会的に認知され，平成19年末に障害者基本計画重点施策実施5か年計画に「矯正施設に入所している障害者等の地域生活支援の推進」が盛り込まれて以降，矯正施設を退所した障害者等の地域生活への移行を支援するための施策が行われてきた。とりわけ，平成21年度から始まった「地域生活定着支援事業」（平成24年度から「地域生活定着促進事業」）は，矯正施設に入所中の段階から福祉サービス等につなげるための支援を都道府県ごとに設置される地域生活定着支援センターが行うもので，これにより矯正施設退所者への支援の充実強化が大きく図られることとなった。のぞみの園では平成22年度に全国の知的障害者入所施設における矯正施設退所者の受入れ状況の調査を行った¹⁾ところであるが，全国的な調整の仕組みが整ったことを受け，改めて受入れ状況の確認が求められる。

また，矯正施設退所者支援の経験の高い相談支援事業所では，「支援の3段階」モデルに示されるような本人の意思決定に基づいた段階的な個別の支援が行われており，その一環として障害福祉サービス事業を利用する事例も見られる²⁾³⁾。このように，障害福祉領域での矯正施設退所者支援においては障害者支援施設に留まらず障害福祉サービス事業を含

1 筑波大学人間系

2 国立重度知的障害者総合施設のぞみの園研究部

3 筑波大学障害学生支援室

めた障害福祉サービス全体について考慮すべきであるが、先行研究がないためその受入れ状況の把握が求められる。

II. 研究方法

独立行政法人福祉医療機構情報システム（WAMネット）に登録されている全国の障害者支援施設（2,582ヶ所）及び関東地方の5自治体（中核市2ヶ所、政令市2ヶ所、特別区1ヶ所）の障害福祉サービス事業者（1,130ヶ所）に調査票を郵送し、回収した。調査期間は平成26年10月3日～27日である。なお、調査票は、事業所の基本情報、相談・受入れ状況、加算の状況に関する「調査表1」と、実際に受入れを行った矯正施設退所者の属性や罪名、相談経路などに関する個票である「調査票2」とで構成される（表1）。データは統計的に処理し、分析の客観性・専門性を確保するため、研究検討委員会における検討及び評定を経た。

なお、障害者支援施設での受入れ状況等に関して、本稿においては平成22年度調査と今回調査とを参考までに比較した。平成22年度調査は旧知的障害者入所更生施設及び旧知的障害者入所授産施設を対象としたものであるが、平成23年度末に施設体系移行の経過措置が終了したことに伴い、現在では知的障害のみを対象とした施設体系は存在せず、両調査の母集団は完全には一致しない。

本研究の手続きについては、国立のぞみの園調査研究倫理審査委員会で承認を得ている。

表1 調査票の質問項目

調査票1（事業所票）	障害者支援施設	障害福祉サービス事業
定員・現員	○	
障害種別の利用状況	○	
短期入所の開設状況	○	
実施事業		○
矯正施設退所者の利用相談の有無・相談件数（平成25年度）	○	○
利用相談があった場合の対応	○	
矯正施設退所者の利用実績（平成25年度）	○	○
地域生活移行個別支援特別加算の有無	○	○
調査票2（個票）		
提供サービス	○	○
利用開始月	○	○
性別	○	○
年齢	○	○
障害支援区分	○	○
障害の種類	○	○
障害者手帳の等級	○	○
罪名	○	○
相談経路	○	○
当該ケースについての相談先	○	○
退所の見通し	○	

Ⅲ. 結果

1. 調査票 1 (事業所票)

(1) 障害者支援施設

障害者支援施設から回収された調査票 1 は 1,757 件で、調査票を配布した 2,582 ケ所から事業所の休止・廃止もしくは調査票不達であった 28 ケ所を除外した調査対象の母数 2,554 ケ所に対する回収率は 68.8%であった。都道府県別のアンケート回収の状況は表 2 のとおりである。

表 2 都道府県別アンケート回収の状況^{i ii} (障害者支援施設)

	母数	回収数	回収率		母数	回収数	回収率		母数	回収数	回収率
北海道	211	147	69.7%	石川県	28	16	57.1%	岡山県	48	39	81.3%
青森県	62	39	62.9%	福井県	27	25	92.6%	広島県	67	39	58.2%
岩手県	49	35	71.4%	山梨県	2	2	100.0%	山口県	49	35	71.4%
宮城県	38	30	78.9%	長野県	59	41	69.5%	徳島県	25	17	68.0%
秋田県	48	35	72.9%	岐阜県	45	33	73.3%	香川県	0	0	—
山形県	33	22	66.7%	静岡県	78	57	73.1%	愛媛県	47	41	87.2%
福島県	45	35	77.8%	愛知県	68	52	76.5%	高知県	29	23	79.3%
茨城県	77	43	55.8%	三重県	37	21	56.8%	福岡県	128	89	69.5%
栃木県	49	36	73.5%	滋賀県	26	12	46.1%	佐賀県	21	16	76.2%
群馬県	54	44	81.5%	京都府	49	32	65.3%	長崎県	45	34	75.6%
埼玉県	99	66	66.7%	大阪府	95	62	65.3%	熊本県	66	45	68.2%
千葉県	92	62	67.4%	兵庫県	110	67	60.9%	大分県	40	25	62.5%
東京都	88	57	64.8%	奈良県	32	21	65.6%	宮崎県	33	21	63.6%
神奈川県	92	60	65.2%	和歌山県	27	18	66.6%	鹿児島県	78	51	65.4%
新潟県	60	45	75.0%	鳥取県	21	10	47.6%	沖縄県	50	32	64.0%
富山県	27	25	92.6%	島根県	0	0	—	(合計)	2554	1757	68.8%

①基本情報

ア. 定員数および現員数

平成 26 年 9 月 1 日現在の定員数は 1 施設あたり平均 55.1 人、現員数は 1 施設あたり平均 53.0 人で、定員合計に占める現員合計の割合は 96.3%であった。

イ. 障害種別の利用状況

障害種別の利用状況では、1,693 ケ所の障害者支援施設における利用者 89,199 人について回答を得た。主たる障害は知的障害が最も多く 63,588 人 (71.3%)、次いで身体障害 24,842 人 (27.9%)、精神障害 569 人 (0.6%)、その他 200 人 (0.2%) の順であった。

ウ. 短期入所の開設状況

短期入所の開設状況では、1,757ヶ所のうち短期入所を開設している障害者支援施設は1,514ヶ所（86.1%）、開設していないものは140ヶ所（8.0%）、無回答103ヶ所（5.9%）であった。

②平成25年度における矯正施設退所者の利用相談

ア. 利用相談の有無

平成25年度における矯正施設退所者の利用相談の有無について尋ねた（n=1,757）。その結果、「利用相談なし」が1,584ヶ所（90.2%）と9割を占め、「利用相談あり」は167ヶ所（9.5%）であった（表3）。旧知的障害者入所更生施設及び旧知的障害者入所授産施設を対象に行った平成22年度調査では「利用相談あり」97ヶ所（12.5%）、「利用相談なし」676ヶ所（86.9%）であったことから、今回調査と平成22年度調査とで利用相談の比率の差を確かめるため χ^2 検定を行ったところ5%水準で有意であり（ $\chi^2=5.1915$, $df=1$, $p<0.05$ ）、今回調査は平成22年度調査に比べ「利用相談あり」の割合が有意に低い結果であった。

表3 平成25年度1年間の矯正施設退所者の利用相談の有無（障害者支援施設）
(n=1,757)

利用相談あり	利用相談なし	無回答
167ヶ所 (9.5%)	1,584ヶ所 (90.2%)	6ヶ所 (0.3%)
平成22年度調査（参考）（n=778）		
97ヶ所 (12.5%)	676ヶ所 (86.9%)	5ヶ所 (0.6%)

イ. 利用相談の件数

平成25年度における矯正施設退所者の利用相談の件数は合計で283件、最小値0、最大値24であった（n=1,751）。調査対象全体では1施設あたり平均0.1件で、「利用相談あり」群に限ると1施設あたり平均1.7件であった。

ウ. 利用相談があった場合の対応の意向

矯正施設退所者から当該施設に利用相談があった場合の対応に関する意向を4件法で尋ねた（n=1,757）。その結果、「ケースによっては受入れを検討する」施設は1171ヶ所（66.6%）で最も多く、これに「積極的に受入れを検討する」32ヶ所（1.8%）を加えた、受入れを検討する施設群は68.4%であった（表4）。一方、「積極的に受入れを検討しない」施設は219ヶ所（12.5%）、「受入れを検討しない」施設は235ヶ所（13.4%）で、受入れの検討をしない施設群は25.9%であった。

平成22年度調査との比較では、「ケースによっては受入れを検討する」が約10ポイント増加し、「積極的に受入れを検討しない」が16ポイント減少しており、受入れの検討を行う施設の割合が増えた。また、「積極的に受入れを検討する」では0.4ポイント減、「受入

れを検討しない」では約3ポイント増であったが、これは矯正施設退所者の多くは中軽度の知的障害者等であり、比較的障害支援区分の重い者が利用することが想定される障害者支援施設では利用者像が大きく異なると考えられ、今回調査の回答施設が受入れの可能性についてより現実的に検討したためと推測される。矯正施設退所者支援に関する障害福祉分野における施策の拡充や啓発の効果が窺える結果といえる。

表4 利用相談があった場合の対応（障害者支援施設）

(n=1,757)

積極的に受入れを検討する	ケースによっては受入れを検討する	積極的に受入れを検討しない	受入れを検討しない	無回答
32ヶ所 (1.8%)	1171ヶ所 (66.6%)	219ヶ所 (12.5%)	235ヶ所 (13.4%)	100ヶ所 (5.7%)
平成22年度調査（参考）(n=778)				
17ヶ所 (2.2%)	441ヶ所 (56.7%)	222ヶ所 (28.5%)	82ヶ所 (10.5%)	16ヶ所 (2.1%)

③平成25年度の利用実績

ア 利用実績の有無

平成25年度1年間における障害者支援施設の矯正施設退所者の利用実績は、「利用実績なし」が1,643ヶ所(93.5%)、「利用実績あり」は85ヶ所(4.8%)であった(表5)。

平成22年度調査では「利用実績あり」43ヶ所(5.6%)、「利用実績なし」702ヶ所(90.2%)であった。今回調査と平成22年度調査とで利用実績の比率の差を確かめるため χ^2 検定を行ったところ、有意差は認められなかった($\chi^2=0.7714$, $df=1$, $p=0.37>0.05$)。このことから、矯正施設退所者の受入れは障害者支援施設全体の約5%であり、受入れ事業所の割合には変化が認められないことが推測される。

表5 平成25年度1年間における利用実績（障害者支援施設）

(n=1,757)

利用実績あり	利用実績なし	無回答
85ヶ所 (4.8%)	1,643ヶ所 (93.5%)	29ヶ所 (1.7%)
平成22年度調査（参考）(n=778)		
43ヶ所 (5.6%)	702ヶ所 (90.2%)	33ヶ所 (4.2%)

イ 利用実績人数

平成25年度における矯正施設を退所した者の障害者支援施設の利用実績人数は、施設入所と短期入所の合計で276人、最小値0、最大値13であった。うち新規利用は218人で、平成25年度利用相談の283件に対する割合は77.0%であり、利用相談のあった矯正施設退所者については約8割が施設入所あるいは短期入所に至っていることがわかる。

矯正施設退所者である入所利用者数は施設入所も短期入所も1施設あたり年間平均0.1人、「利用実績あり」群に限ると施設入所で平均3.4人、短期入所では平均2.7人であった。平成25年度に4人以上利用した施設も7施設あった。

また、平成25年度の新規利用者数は、施設入所と短期入所とを併せて218人であり、「利用実績あり」群1施設あたりでは平均2.6人で、平成22年度調査の平均1.2人を2倍以上上回った。

これらから、ほとんどの障害者支援施設では矯正施設退所者の利用実績がない一方で、矯正施設退所者の受入れを行う施設での受入れ人数の増加が窺える。なお、「利用実績あり」群の障害者支援施設では、施設全体の新規利用者数に対する矯正施設退所者の割合は施設入所で36.9%、短期入所では40.0%と比較的高い割合を占めることがわかる。

表4 利用実績件数（障害者支援施設）

		合計	1施設 あたりの 平均	範囲	標準偏差
施設入所 (n=1,757)	矯正施設退所者である入所利用者数	157人	0.09人	0人～13人	1.7
	うち新規利用者数	111人	0.06人	0人～4人	0.8
	施設全体の 新規利用者数 ⁱⁱⁱ	301人	0.17人	0人～40人	
短期入所 (n=1,514)	矯正施設退所者である入所利用者数	119人	0.08人	0人～2人	0.57
	うち新規利用者数	107人	0.07人	0人～2人	0.50
	施設全体の 新規利用者数 ⁱⁱⁱ	268人	0.18人	0人～44人	

④加算の状況

平成25年度1年間における地域生活移行個別支援特別加算^{iv}の請求状況を尋ねた。加算Ⅰ（体制整備加算）を受けている障害者支援施設は37ヶ所（2.1%）、加算Ⅱ（個別支援加算）を受けている障害者支援施設は24ヶ所（1.4%）であった。なお、国保連の平成25年5月実績では加算Ⅰは50ヶ所、加算Ⅱは27ヶ所⁴⁾であり、本調査では加算Ⅰで74%、加算Ⅱで89%の対象施設が捕捉されている。「利用実績あり」群の障害者支援施設のうち施設入所支援で対象者を受入れた58ヶ所で見ると、加算Ⅰを請求している障害者支援施設の割合は86.2%、加算Ⅱでは46.6%であった^v。

（2）障害福祉サービス事業

障害福祉サービス事業から回収された調査票1は452件で、事業の休止・廃止もしくは調査票不達であった6件を除外した調査対象の母数1,124ヶ所に対する回収率は40.2%であった。自治体別の回収状況を表5に示す。

表5 自治体別アンケート回収の状況（障害福祉サービス事業）

自治体	人口	母数	回収数	回収率
A市（中核市）	518,044*	182	90	49.5%
B市（中核市）	375,248**	122	66	54.1%
C市（政令市）	1,261,098***	318	118	37.1%
D市（政令市）	1,462,056*	448	158	35.3%
E区（特別区）	207,795*	54	20	37.0%
合計	—	1,124	452	40.2%

* 平成27年3月1日現在
 ** 平成27年2月28日現在
 ***平成26年12月1日現在

①平成25年度における矯正施設退所者の利用相談

ア. 利用相談の有無

平成25年度における矯正施設退所者の利用相談の有無について尋ねた（n=452）。その結果、「利用相談なし」が434ヶ所（96.0%）で障害者支援施設よりも約6ポイント高く、「利用相談あり」は18ヶ所（4.0%）であった（表6）。

表6 平成25年度1年間の矯正施設退所者の利用相談の有無（障害福祉サービス事業）
 （n=452）

自治体	利用相談あり	利用相談なし
A市（中核市）	2ヶ所（2.2%）	88ヶ所（97.8%）
B市（中核市）	4ヶ所（6.1%）	62ヶ所（93.9%）
C市（政令市）	6ヶ所（5.1%）	112ヶ所（94.9%）
D市（政令市）	5ヶ所（3.2%）	153ヶ所（96.8%）
E区（特別区）	1ヶ所（5.0%）	19ヶ所（95.0%）
合計	18ヶ所（4.0%）	434ヶ所（96.0%）

イ. 利用相談の件数

平成25年度における矯正施設退所者の利用相談の件数は合計で33件、最小値0、最大値7であった。調査対象全体では1事業所あたり平均0.07件で、「利用相談あり」群に限ると1事業所あたり平均1.8件であった。

②平成25年度の利用実績

ア 利用実績の有無

平成25年度1年間における矯正施設退所者の利用実績は、「利用実績なし」が441ヶ所（97.6%）、「利用実績あり」は11ヶ所（2.4%）であった（表7）。ほとんどの障害福祉サービス事業では矯正施設退所者の利用実績がないことが推測される。

表 7 平成 25 年度 1 年間における利用実績（障害福祉サービス事業）

(n=452)

自治体	利用実績あり	利用実績なし
A 市（中核市）	2 ケ所（2.2%）	88 ケ所（97.8%）
B 市（中核市）	4 ケ所（6.1%）	62 ケ所（93.9%）
C 市（政令市）	3 ケ所（2.5%）	115 ケ所（97.5%）
D 市（政令市）	2 ケ所（1.3%）	156 ケ所（98.7%）
E 区（特別区）	0 ケ所（0.0%）	19 ケ所（100.0%）
合計	11 ケ所（2.4%）	441 ケ所（97.6%）

イ 利用実績件数

平成 25 年度における矯正施設を退所した者の障害福祉サービス事業の利用実績件数は合計で 12 件，最小値 0，最大値 2 であった。うち新規入所者は 7 人で，平成 25 年度利用相談の 33 件に対する割合は 21.2% であり，障害者支援施設の約 8 割と比べて利用に至る割合が著しく低いといえる。

「利用実績あり」群に限った利用実績では 1 事業所あたり平均 1.5 人であった。また「利用実績あり」群の，全体の新規利用者数に対する矯正施設退所者の割合は 26.9% と，施設入所及び短期入所に比べて低い結果であった。

障害福祉サービス別に利用実績のある事業所を見ると，就労継続支援 B 型が 4 事業所 6 人で最も多く，次いで宿泊型自立訓練 1 事業所 3 人，共同生活援助 2 事業所 2 人，就労移行支援 1 事業所 1 人の順であった（表 8）。

表 8 障害福祉サービスの種類別利用実績

(n=8)

	事業所数	矯正施設退所者である利用者数		事業所全体の 新規利用者数 ^{vi}
			うち新規	
宿泊型自立訓練	1	3	1	2
就労移行支援	1	1	1	1
就労継続支援 B 型	4	6	3	21
共同生活援助	2	2	2	2
合計	8	12	7	26

③加算の状況

共同生活援助及び宿泊型自立訓練の事業所に対して，平成 25 年度 1 年間における地域生活移行個別支援特別加算の請求状況を尋ねた。該当する事業所 3 ケ所のうち加算を受けていたのは 2 ケ所（66.6%）であった。

2. 調査票 2 (個票)

(1) 回収状況

調査票 2 では、実際に受入れを行った矯正施設退所者の属性や罪名、相談経路などについて尋ねた。障害者支援施設については、1,757ヶ所のうち93ヶ所の施設から152人分(うち施設入所101人、入所施設に付置する短期入所51人)、5自治体における障害福祉サービス事業所(入所除く)(以下、地域)では452ヶ所のうち11ヶ所の事業所から24人分の合計176人分の個票を回収した。

(2) 基本属性

ア 年齢

全体では、40歳代が最も多く48人(27.3%)、次いで20歳代の30歳代がともに36人(20.5%)、50歳代30人(17.0%)の順であった。施設入所や短期入所では地域に比べて20歳代の割合が比較的高い。また、地域では、施設入所及び短期入所に見られた10歳代の若年者や、60歳代、70歳代の高年者が見られなかった。施設入所、短期入所、地域それぞれの年齢構成は図1のとおりである。

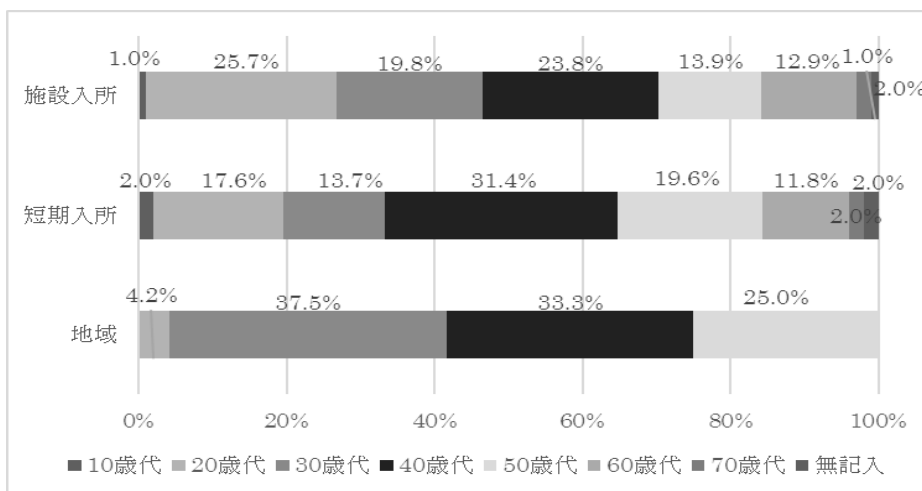


図1 年齢構成

イ 性別

全体の性別は、男性が136人(89.5%)と圧倒的に多く、女性は16人(10.5%)で、矯正統計⁵⁾における平成25年の被収容者の男女比とほぼ同様であった^{vi)}。

ウ 障害の種類

全体における障害の種類(複数回答)では、知的障害が136人(77.3%)で最も多く、次いで精神障害31人(17.6%)、身体障害25人(14.2%)、発達障害7人(4.0%)、その他(無回答含む)4人(2.2%)の順であった。

エ 障害支援区分

また、全体の障害支援区分は、区分4が51人(29.0%)で最も多く、次いで区分2と区分3がそれぞれ29人(16.5%)、区分5が26人(14.8%)の順であった。地域では区分未

記入の者が半数を占めるが、これらは支援区分認定が不要である訓練等給付の利用と考えられる。施設入所及び短期入所では区分4以上の比較的重い障害支援区分の者が過半数を占めた（図2）。

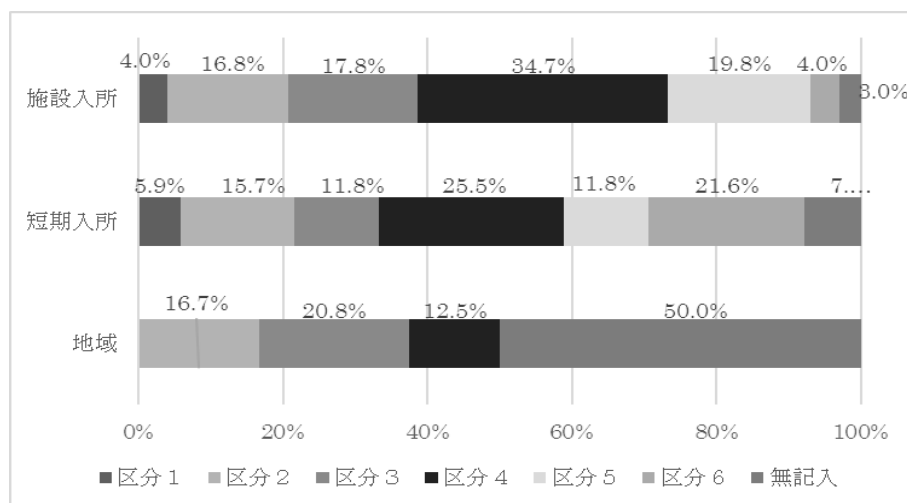


図2 障害支援区分の内訳

（3）罪名

罪名（複数回答）では、窃盗（「万引き」含む）が103人（58.5%）と最も多く、次いで放火29人（16.5%）、傷害・暴行25人（14.2%）の順であった。事業別に見ると、施設入所では強制わいせつ（「致死傷」含む）、短期入所では放火、地域では傷害・暴行の割合が比較的高い結果であった（表9）。

施設入所及び短期入所に関して平成22年度調査と比べると、窃盗（「万引き」含む）が約6割を占めたことはほぼ同様の結果であったが、施設入所及び短期入所で傷害・暴行が9ポイント、短期入所で放火が20ポイントの増加であった。地域生活定着支援センターや地域の相談支援事業所等を中心とした支援が進んできたことに伴い、施設入所及び施設に付置する短期入所に対して、以前よりも困難なケースの受入れ要請が増えていることが窺える。

表9 罪名

	今回調査			平成22年度調査 (参考)
	施設入所	短期入所	地域	
窃盗（「万引き」含む）	62(61.4%)	30(58.8%)	11(45.8%)	26(60.5%)
強制わいせつ（「致死傷」含む）	13(12.9%)	2(3.9%)	1(4.2%)	6(14.0%)
詐欺（「無銭飲食」含む）	12(11.9%)	3(5.9%)	4(16.7%)	6(14.0%)
放火	10(9.9%)	15(29.4%)	4(16.7%)	4(9.3%)
強姦（「致死傷」含む）	0(0.0%)	0(0.0%)	1(4.2%)	3(7.0%)
住居侵入	5(5.0%)	3(5.9%)	1(4.2%)	1(2.3%)
傷害・暴行	12(11.9%)	6(11.8%)	7(29.2%)	1(2.3%)
その他	15(14.9%)	7(13.7%)	2(8.3%)	—

(4) 相談経路及び相談先

図3に相談経路及び相談先を示す。

相談経路（複数回答）では、地域生活定着支援センターが81人（46.0%）を占めて最も多く、次いで市区町村行政57人（32.4%）、相談支援事業40人（22.7%）の順であった。地域では医療機関からつながってくる割合が比較的高い結果であった。ケースの相談先（複数回答）では、市区町村行政が106人（60.2%）を占め最も多く、次いで相談支援事業93人（52.8%）、地域生活定着支援センター84人（47.7%）の順であった。

これらから、多くのケースでは、当該ケースの相談経路となった機関を中心に、市区町村行政や相談支援事業等と連携が図られ、相談先が増えているということがわかる。しかしながら、相談経路となった機関から受け入れたのちの相談先が無記入となっているケースが11ケースあり、これらはいずれも施設入所や短期入所での受入れとなっていて、連携の課題の一端が窺える。

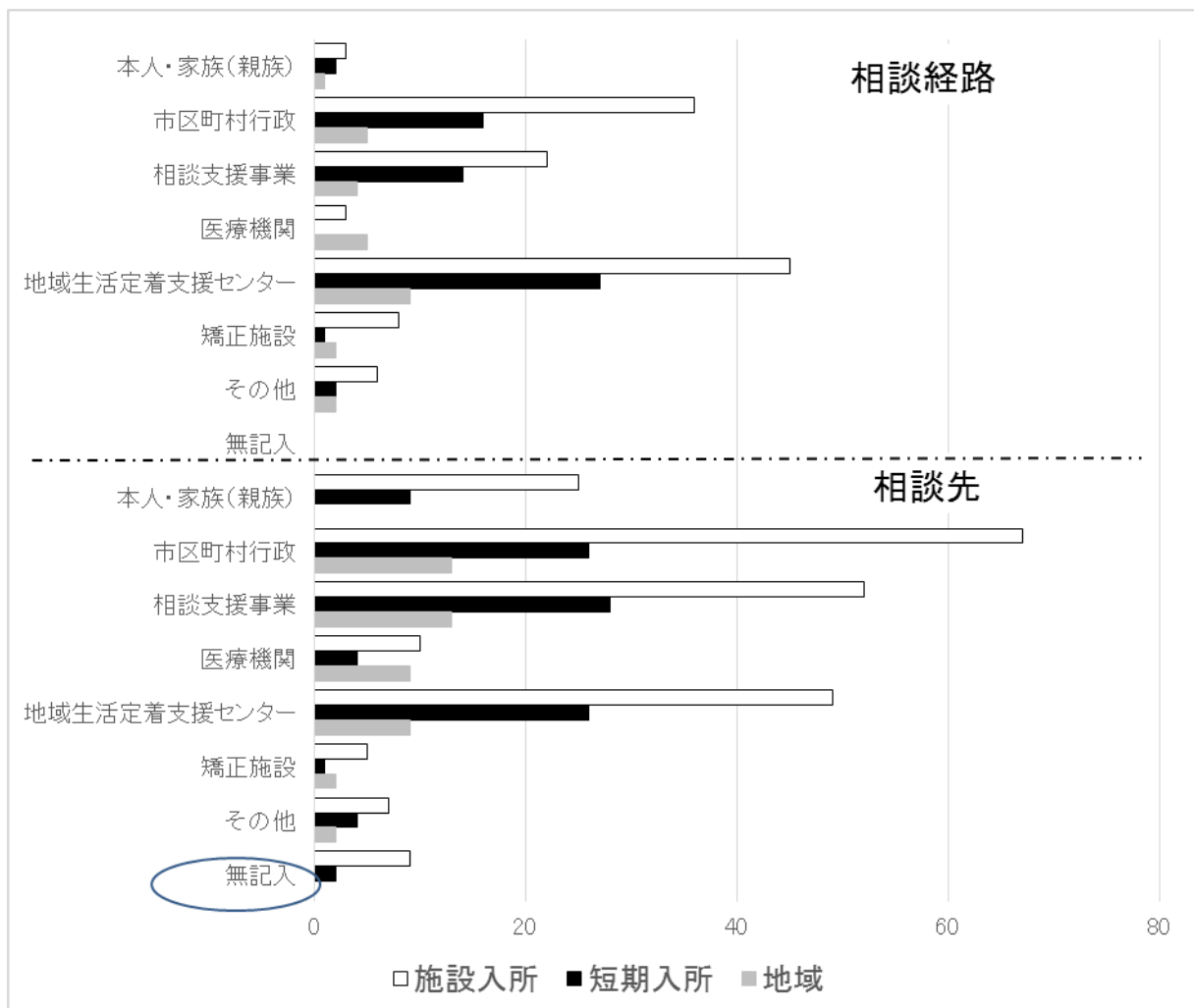


図3 相談経路及び相談先（複数回答）

(5) 退所の見通し

施設入所及び短期入所について退所の見通しを尋ねた。施設入所では45人(45.0%)が「未定」で最も多く、次いで「既に退所した」25人(25.0%)、「2年以内に退所予定」22人(22.0%)と続く。短期入所では21人(67.8%)が「既に退所した」で最も多く、次いで「未定」8人(25.8%)の順であった(表10)。

表10 退所の見通し

(n=131)

退所の見通し	施設入所	短期入所
既に退所した	25 (25.0%)	21 (67.8%)
2年以内に退所予定	22 (22.0%)	1 (3.2%)
3～5年以内に退所予定	7 (7.0%)	0 (0.0%)
6～10年以内に退所予定	1 (1.0%)	1 (3.2%)
未定	45 (45.0%)	8 (25.8%)
計	100 (100.0%)	31 (100.0%)

IV. 考察

1. 障害福祉サービスでの受入れ相談及び利用実態の現状と課題

本調査で把握された受入れ相談及び利用実態についてまとめておきたい。障害者支援施設に関しては、矯正施設退所者の受入れは4年前と同様に障害者支援施設全体の約5%でほとんどの障害者支援施設では矯正施設退所者の受入れがない。一方で、4年前に比べて受入れを検討する施設が増えており、同時に、障害者支援施設が矯正施設退所者の受入れについてより現実的に検討していることが窺える結果が得られた。また、1施設あたりの新規受入れ人数は4年前と比べて2倍以上であり、複数の対象者を受入れる施設の存在が確認された。障害者支援施設の個票情報からは、窃盗(「万引き」含む)が依然約6割を占めているものの、傷害・暴行、放火といった罪名のケースが増えており、地域生活定着支援センターや地域の相談支援事業所等を中心とした支援が進んできたことに伴い、施設入所及び施設に付置する短期入所に対して、以前よりも困難なケースの受入れ要請が増えていくことが窺える。施設入所及び短期入所では対象者のアセスメントがより重要となることと、対象者の利用意思に基づき必要な支援を行う障害福祉サービスとして提供できる範囲を改めて明確にする必要が指摘できる。

また、障害福祉サービス事業では、矯正施設退所者を受入れる事業所は全体の2.4%と非常に少ない結果であった。特に、新規入所者として把握されたのは7人で、平成25年度利用相談の33件に対する割合は21.2%に留まっており、障害者支援施設の約8割と比べると利用に至る割合が著しく低くなっている。これは、地域生活では選択の幅が広いことがその理由であると推測できる。すなわち、地域生活においては、当該サービス以外の福祉サービスや住まい、インフォーマルな支援等、生活に関わる選択肢はいくつも存在するため、その組み合わせの比較検討と本人の意思決定を前提に利用が決定されることとなる。これに対して、生活と支援がそこで完結する障害者支援施設の利用相談はこうした選択の幅が少ないためそのまま利用に至る割合が高いと推測される。

2. 対象者の数に対する障害福祉サービスでの量的対応の程度

本調査で把握された平成25年度の新規施設入所・短期入所218人から推計すると全国で障害者支援施設を新規利用した矯正施設を退所した知的障害者は245人ⁱⁱⁱ、また平成25年度に新規で障害福祉サービス事業の利用を行った矯正施設退所者7人から推計すると全国で新規で受入れた知的障害者は448人となる^{iv}。これらを合計すると全国の障害福祉サービスでの受入れは693人となり、法務総合研究所の調査による平成24年の知的障害受刑者の出所人数463人（うち特別調整対象者143人）^{vi}を130人上回る。知的障害のある出所者には数量的には障害福祉サービスでほぼ対応していることが推測できる。

なお、本紀要に掲載した相馬らによる論文で示したように、医療観察法対象ケース、あるいは逮捕直後など司法プロセスでの比較的早期段階のケースなど、受刑を経ずに障害福祉サービスにつながった者も本調査で把握した矯正施設退所者に含まれる。従って、少年院や刑務所の出所者に留まらず、非行犯罪行為のある障害者であって支援を必要とする人たちが、あるいは医療観察法対象となり入院処遇を経て福祉サービスを必要とする人たちの存在が指摘できる。その人数や必要とする支援等について改めて実態を把握する必要がある。

3. 支援経験やノウハウの共有の必要性

矯正施設退所者の数自体はそれほど多くないが、常に年間500人程度が退所してくることが想定される。現状の受入れで不足しているわけではないものの、対象者の必要に応じてそれぞれの地域で施設・事業所が受入れることが望まれる。しかしながら、対象者が少なく、支援を経験する施設や事業所も少ないため、支援方法やノウハウの蓄積が困難であることが指摘できる。このことは、全国的に支援の質を担保するための課題といえる。

この課題を解決する手段の一つとして、犯罪行為に至った要因の分析及び介入・支援に関する基本を理解して支援を実践できる従事者の養成が考えられる。現在、地域生活定着支援センターが実施する研修のほか、都道府県単位で行われる相談支援専門員の専門コース別研修や、平成25年度から都道府県による地域生活支援事業のメニューとされた、矯正施設等を退所した障害者の地域生活への移行促進事業などがある。こうした制度を活用して都道府県単位もしくは障害保健福祉圏域単位で研修を実施し、罪を犯した障害者の特性や効果的な支援方法などの基本を学習する機会が提供されることが求められる。

また、実際に矯正施設退所者支援に携わる支援者等を対象に、支援経験やノウハウの共有を可能とするような事例報告や情報交換・意見交換のできる双方向型の勉強会等の開催も有効であると考えられることから、本研究事業の一環として研修会を試行的に実施しており、今後は継続的な実施及び効果の検証が求められる。

注

- i WAMネット上で障害者支援施設の登録がない県では調査母数が0ヶ所となっている。
- ii 配布数から事業所の休止・廃止もしくは調査票不達であった28件を除外し調査母数とした。
- iii 施設全体の新規利用者数は「利用実績あり」の場合のみ回答されている。
- iv 地域生活移行個別支援特別加算は、医療観察法通院決定もしくは矯正施設・更生保護

施設を退所してから3年以内に共同生活援助，宿泊型自立訓練，施設入所支援のいずれかを利用する場合に，受入れ体制や支援内容につき一定の条件を付した上で事業所に対して報酬上の評価をするものである。

- v ヒアリング調査では，加算の条件となる支援内容を満たしていても自治体と協議をしておらず請求に至っていない例を聞き取っている。
- vi 事業所全体の新規利用者数は「利用実績あり」の場合のみ回答されている。
- vii 2013年末の被収容者の男女比は男性92.0%，女性8.0%である。
- viii 回収率68.8%及び知的障害者の割合77.3%をもとに推計した。
- ix 回収率40.2%，今回調査で把握した自治体人口の全国に対する割合3%，及び知的障害者の割合77.3%をもとに推計した。

付記

本研究は，平成26年度セーフティネット支援対策事業費補助金社会福祉推進事業「福祉の支援を必要とする矯正施設を退所した知的障害者等のサービス利用と地域移行を推進するための調査・研究」の一部として実施された。

文献

- 1) 小野隆一・木下大生・水籐昌彦：福祉の支援を必要とする矯正施設等を退所した知的障害者等の地域生活移行を支援する職員のための研修プログラム開発に関する調査研究（その1）．紀要，4，国立重度知的障害者総合施設のぞみの園，1-14（2011）．
- 2) 大村美保・木下大生・志賀利一ほか：矯正施設を退所した障害者の地域生活支援—相談支援事業所に対する実態調査及び事例調査から—．紀要，6，国立重度知的障害者総合施設のぞみの園，25-37（2013）．
- 3) 大村美保・相馬大祐・五味洋一ほか：矯正施設を退所した障害者の地域生活支援体制に関する研究—相談機関への1年後追跡調査による71事例の分析を通して—．国立のぞみの園紀要，7，国立重度知的障害者総合施設のぞみの園，78-86（2014）．
- 4) 鈴木智敦：第5回現任者スキルアップ研修資料．全国地域生活定着支援センター協議会，73（2015）．
- 5) 法務省：2013年矯正統計年報．<http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/List.do?lid=000001120338>．（2014）（最終閲覧2015.3.11）．
- 6) 法務総合研究所：知的障害を有する犯罪者の実態と処遇．研究部報告52（2014）．

障害福祉サービスによる 矯正施設退所者の受入れ・支援に関する研究Ⅱ

—聞き取り調査の結果より—

相馬大祐¹

大村美保² 志賀利一¹ 小林隆裕³

【要旨】 障害福祉サービス事業所における矯正施設退所者の受入れの経緯、支援内容、事業所の役割について明らかにすることを目的とした聞き取り調査を実施した。対象は、矯正施設退所者の受入れ実績のある障害者支援施設3ヶ所、地域における障害福祉サービス提供事業所9ヶ所であった。聞き取り調査の結果、障害者支援施設の場合、運営法人が多角的な経営をしている点が特徴であった。一方、地域の障害福祉サービス事業所の運営法人は①障害福祉サービスを中心に提供している法人、②医療観察制度によって受入れている法人、③明確な対象者への支援のために設立されており、障害福祉サービスの提供を目的としていなかった法人の3つのタイプに分類された。多様な事業所の存在は、矯正施設退所者とサービスのマッチングを考える地域生活定着支援センター等にとっては、紹介できる資源の多さを意味しており、重要であることがうかがえた。

【キーワード】 矯正施設退所者 障害者 障害福祉サービス

I. 研究背景と目的

前掲の全国の障害者支援施設及び5自治体の障害福祉サービス事業の全数調査により、それぞれの事業所の受入れ意向及び実績等が明らかにされた。しかし、矯正施設退所者を受入れている事業所において、どのような経緯で受入れに至ったのか、どのような支援を行っているのか、どのような役割を果たしているか等については明らかにできていない。そこで、本稿では複数の事業所への聞き取り調査から、それぞれの事業所における受入れ経緯、支援内容、事業所の役割について明らかにする。

II. 研究方法

前掲の調査結果より¹⁾、矯正施設退所者の受入れ実績のある障害者支援施設3ヶ所、地域における障害福祉サービス提供事業所9ヶ所ⁱを対象に聞き取り調査を実施した。

具体的な方法としては、それぞれの事業所にて支援を実施している、もしくは支援をした矯正施設退所者の事例を紹介してもらい、事例ごとに受入れの経緯、事業所の役割、関係機関との連携等について尋ねた。このような経緯で合計19事例を収集した。この事例については、相談支援事業の事例調査の結果により導かれた支援の3段階²⁾ (図1)を参考に、それぞれの事例がどのような支援を受けていたのか、言い方を変えれば、事業所がどのような役割を担っていたのかを中心に分析した。なお、本研究の手続きについては、国立のぞみの園調査研究倫理審査委員会で承認を得た。

¹ 国立重度知的障害者総合施設のぞみの園研究部

² 筑波大学人間系 (元 国立重度知的障害者総合施設のぞみの園研究部)

³ 国立重度知的障害者総合施設のぞみの園地域支援部

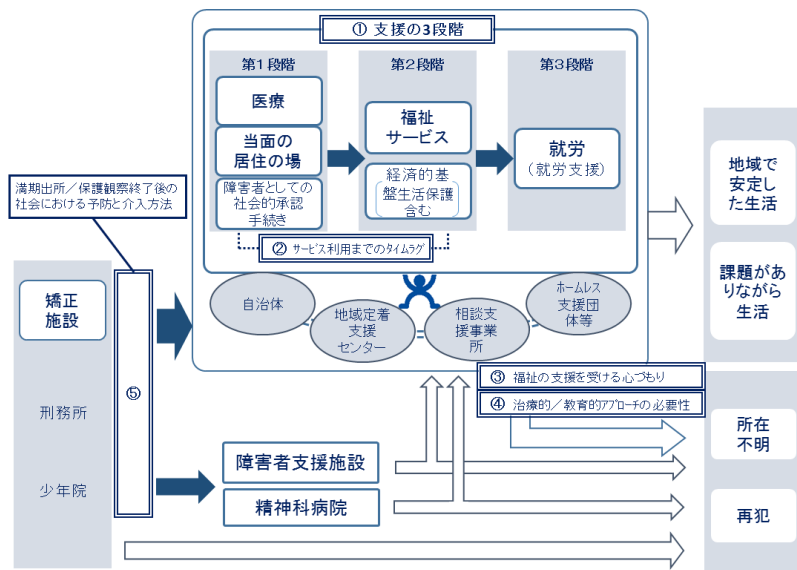


図1 相談支援事業所における矯正施設を退所した障害者の地域生活支援

Ⅲ. 結果

1. 障害者支援施設における受入れ

(1) 運営法人の特徴

障害者支援施設3事業所を運営するそれぞれの社会福祉法人が実施している事業(表1)からそれぞれの法人の特徴を確認したい。まず、A事業所の運営法人ではグループホームを20ヶ所以上設置し、地域生活定着支援センターをはじめ、障害者総合支援法以外の事業も実施している。B事業所は平成15年に設立された法人が運営しており、障害者総合支援法以外の事業は実施されていないが、多様な日中活動の提供や相談支援を実施している。また、C事業所の運営法人は、A事業所を運営する法人と同様に地域生活定着支援センターを実施しているほか、介護保険の事業、養護老人ホームや障害児入所施設を実施している。このように、3事業所を運営する法人の特徴として、多角的な経営を行っている点があげられる。この他に、事業を拡大していることも特徴である。例えば、B事業所は平成27年4月に生活介護と就労継続支援B型を実施する多機能型事業所を開設予定である。

(2) 受入れ経緯

障害者支援施設3事業所からは6事例の回答を得ることができた。その受入れ経緯としては、6事例中5事例は地域生活定着支援センターから相談を受け、受入れていた。この他の1事例については、相談支援事業所からの相談によって受入れており、障害者支援施設の受入事例については相談機関を経由して利用に至っていることが共通していた。

(3) 当該事業所の役割

次に、障害者支援施設の役割を大村らが示した支援の3段階にて整理すると、3事業所の6事例、全てにおいて「当面の居住の場」「福祉サービス」としての役割を担っていることが確認された(図1)。また、日中活動を生活介護や就労移行支援等を実施しているため、事例によっては日中活動サービスとしての「福祉サービス」の提供や、「就労(就労支援)」

を提供していることが確認された。

表1 障害者支援施設及びその運営法人が実施している事業

事業所ID	事業所が実施している事業	その他、運営法人が実施している事業
A	<ul style="list-style-type: none"> ・施設入所支援 ・短期入所 ・生活介護 ・日中一時支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・グループホーム ・相談支援 ・居宅介護 ・地域生活定着支援センター 等
B	<ul style="list-style-type: none"> ・施設入所支援 ・短期入所 ・生活介護 ・就労移行支援 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・就労継続支援B型 ・グループホーム ・相談支援
C	<ul style="list-style-type: none"> ・施設入所支援 ・短期入所 ・生活介護 ・就労移行支援 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・グループホーム ・相談支援 ・地域生活定着支援センター ・訪問介護／看護 ・養護老人ホーム 等

2. 地域における障害福祉サービス事業所の受入れ実態

(1) 運営法人の特徴

地域における障害福祉サービス事業所9ヶ所の聞き取り調査の結果、障害者支援施設とは異なり、地域における障害福祉サービス事業所を運営する法人の特徴は3つのタイプに分類された。まず、タイプ1は障害者総合支援法に規定されている障害福祉サービスを中心に提供している法人であった。このタイプの法人は障害者総合支援法以外の事業を実施する等、多角的な経営をしている法人も見られるが、矯正施設退所者に提供するサービス内容としては、障害福祉サービスに限定されていた。

次に、タイプ2はタイプ1と同様に障害福祉サービスを中心に提供していた。しかし、医療観察制度を利用して矯正施設退所者の受入れを行っていたことがタイプ1との相違点であり、タイプ2の特徴であった。

最後に、タイプ3はタイプ1やタイプ2と異なり、もともと明確な対象者への支援のため設立された法人であり、障害福祉サービスの提供を目的としていなかった点が特徴である。具体的にJ事業所は無料学習塾や児童養護施設退所後のアフターケア事業を行うことを目的とした法人であり、K事業所は貧困問題に取り組むことを目的とした法人であった。また、L事業所は対象者を薬物依存症の人に限定し、薬物依存症からの回復を目的としていた。このように、それぞれの法人では独自の対象者を設定しており、その対象者の中で障害者として認定される人に対し、障害福祉サービスを提供していた。

(2) 受入れの経緯

地域において障害福祉サービスを提供する9事業所からは13事例の回答を得た。受入れ経緯として、どこから相談があったのか、その内訳を確認すると、地域生活定着支援センターが5事例、相談支援事業所が2事例、保護観察所等の医療観察制度に関する機関が3事例、本人及び家族が3事例であった。先の運営法人の特徴と照らし合わせてみると、タイプ3の事業所が本人及び家族からの相談によって2事例受入れていた。このように、

地域における障害福祉サービス事業所においては、必ずしも地域生活定着支援センターや相談支援事業所等の相談機関を経由しての利用だけではないことが確認された。

(3) 当該事業所の役割

9 事業所の役割を先述した支援の3段階にて整理すると、当然ながら実施している事業によって、担っている役割は異なることが確認できた。例えば、グループホームや宿泊型自立訓練を実施する事業所では「当面の居住の場」、就労継続支援B型を実施する事業所では、「福祉サービス」「就労（就労支援）」、居宅介護・移動支援を実施する事業所では、「福祉サービス」の役割を担っていた。「福祉サービス」の具体的な内容として、就労継続支援B型を実施するI事業所の役割は日中における支援であったが、本人が通所しなかった際は相談支援事業所が対応する等、日中支援のみを役割としていた。また居宅介護・移動支援を実施するG事業所の役割は、話し相手になることであった。このように、「福祉サービス」の内容によって、事業所の役割は相違しているが、役割が明確に定められていることに共通点が見出された。

表2 地域の障害福祉サービス事業所及びその運営法人が実施している事業

	事業所 I D	事業所が実施している 事業	その他，運営法人が実施して いる事業
タイプ1	D	・就労移行 ・就労継続支援B型 ・生活介護 ・短期入所 等	・グループホーム ・放課後等デイサービス ・相談支援 ・日中一時支援
	F	・宿泊型自立訓練	・施設入所支援 ・相談支援 ・居宅介護 ・地域生活定着支援センター等
	G	・居宅介護 ・行動援護 ・重度訪問介護 ・移動支援 等	・放課後等デイサービス ・宿泊体験サービス ・移送サービス
	I	・就労移行支援 ・就労継続支援B型	・生活介護 ・相談支援 ・居宅介護 ・特別養護老人ホーム等
タイプ2	E	・グループホーム ・地域活動支援センター	・就労移行 ・短期入所 ・放課後等デイサービス ・相談支援 等
	H	・グループホーム	・移動支援
タイプ3	J	・就労継続支援B型	・グループホーム ・放課後等デイサービス ・相談支援 ・ファミリーホーム事業
	K	・グループホーム	・地域生活サポートホーム ・緊急一時シェルター
	L	・グループホーム	・デイケア

IV. 考察

これまで述べてきた調査の結果から，矯正施設退所者を受入れている事業所の特徴と各事業所の役割について述べたい。

1. 矯正施設退所者を受入れている事業所の運営法人の特徴

矯正施設退所者を受入れている各事業所については，運営法人に特徴のあることが調査結果から確認された。障害者支援施設の場合，運営法人が多様な事業を展開し，その中で受入れを実施していた点が特徴であった。これは今回調査対象となった3事業所を対象とする法人すべてに共通する特徴であった。すなわち，単一のサービスにて支援をするのではなく，複数のサービスからそれぞれの矯正施設退所者に合ったサービスを提供していることがうかがえた。

一方，地域における障害福祉サービス事業所の場合，運営法人の特徴から3つのタイプに分類された。タイプ1は障害福祉サービスを中心に提供している法人，タイプ2はタイプ1と同様に障害者総合支援法の事業を中心に実施しているが，医療観察制度を利用して

受入れを行っている法人，タイプ3は運営法人が独自の対象者を設定し，その対象者に属する障害者へサービスを提供している法人であった．これらの運営法人の特徴と受入れ経緯をみると，タイプ3の事業所は本人及び家族の相談から受入れに至っている傾向にあった．この理由としては，本人が障害者として認識していない事例であり，障害福祉サービスを中心に提供する事業所ではない，タイプ3の事業所に相談に行くと推測できる．

2. 各事業所の役割

次に，各事業所の役割について考察したい．障害者支援施設については，3事業所，6事例全てにおいて「当面の居住の場」としての役割を担っていることが確認された．また，6事例中1事例は短期入所を利用し，残りの5事例は同じ障害者支援施設にて日中活動を利用していた．このことから障害者支援施設の場合，生活全体を支援していることがうかがえた．しかし，今回の対象となった3施設に関しては，運営法人，事業所の方針から一定の期間生活した後，地域移行を視野に入れた支援が展開されていた．実際，本人が支援を拒否した事例も含め，6事例中3事例は調査時点に，障害者支援施設を退所し，新たな生活の場での生活を開始していた．

一方，地域の障害福祉サービス事業所は事業によって担う役割は異なっていたが，「当面の居住の場」や「福祉サービス」「就労（就労支援）」といった役割を担っていた．地域の障害福祉サービス事業所は地域生活の一部を担っており，その役割は明確であった．そして，1ヶ所の事業所が生活の全てを支えているという事例は確認されず，障害者支援施設とは異なる点であった．また，地域の障害福祉サービス事業所はサービスの終結を意識していることもうかがえた．例えば，就労継続支援B型を提供していた事業所では，一般就労となり，終結した事例も確認できた．また，医療観察制度を利用してグループホームにて受入れた事例については，医療観察制度が終了して1年程度過ぎ，今後の生活について，1人暮らしを視野に支援者と考え始めていた事例も確認された．このように，地域の障害福祉サービス事業所での支援は障害者支援施設と同様，一定の期間の支援という特徴もうかがえた．

3. まとめ

障害者支援施設及び地域の障害福祉サービス事業所を対象とした聞き取り調査から，いくつかの事業所のタイプが確認され，矯正施設退所者を受入れている事業所の多様性がうかがえる結果となった．具体的には，障害者支援施設と地域の障害福祉サービス事業所の相違が確認できるとともに，地域の障害福祉サービス事業所も3つのタイプに分類することができた．これらの多様な事業所については，それぞれを比較して，優劣を判断することは意味を持たない．なぜなら，矯正施設退所者とサービスのマッチングを考える地域生活定着支援センターや相談支援事業所にとっては，多様な事業所の存在は紹介できる資源の多さを意味し，多様な事業所が存在すること自体に意義を見出せるからである．その中で，タイプ3のようなもともと障害者に特化せず活動している団体が，障害のある矯正施設退所者の資源となる可能性は十分にあると言えよう．

また，本調査の結果から，矯正施設退所者の受入れにあたっては，1つの事業所に負担が集中しない仕組み，ネットワークの構築の重要性がうかがえる．このネットワークには

タイプ3のようなもともと障害者に特化せずに活動している団体も含むことが重要である。

注

- i 地域の障害福祉サービス事業所とは、障害者支援施設以外の事業所全てを指している。具体的な事業種類は表2に示した。

付記

本研究は、平成26年度セーフティネット支援対策事業費補助金社会福祉推進事業「福祉の支援を必要とする矯正施設を退所した知的障害者等のサービス利用と地域移行を推進するための調査・研究」の一部として実施された。

文献

- 1) 障害福祉サービスによる矯正施設退所者の受入れ・支援に関する研究－全国の障害者支援施設及び5自治体の障害福祉サービス事業の全数調査より－，紀要，8号，99-112(2015)。
- 2) 大村美保・木下大生・志賀利一他：矯正施設を退所した障害者の地域生活支援－相談支援事業所に対する実態調査及び事例調査から－，紀要，5号，25-37(2013)。